

(5) 繰上げ受給と繰下げ受給

老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給開始年齢は原則として 65 歳からである。ただし、60 歳から 64 歳までのうちに年金の受取りを開始すること（繰上げ受給）や、66 歳から 75 歳までに年金の受取りを開始すること（繰下げ受給）も可能である。

なお、繰上げについては基礎年金・厚生年金を **同時に** 行わなければならぬ
いが、繰下げについては同時でなくともよい。

繰上げ受給	繰上げた月数 $\times 0.4\%$ が年金額から減算 ※付加年金も繰上げられ、減額
繰下げ受給	繰下げた月数 $\times 0.7\%$ が年金額に加算 ※付加年金も繰下げられ、増額

▼ 繰上げ受給と繰下げ受給（原則）

60 歳～	65 歳	66 歳～75 歳
繰上げ受給⇒減額 (1 カ月あたり 0.4% 減額)	原則 受給開始	繰下げ受給⇒増額 (1 カ月あたり 0.7% 増額)
60 歳から 64 歳 11 カ月		66 歳から 75 歳になるまで



POINT

基礎年金と厚生年金を繰上げ受給、繰下げ受給する場合

繰上げ受給⇒必ず同時に 繰下げ受給⇒別々可



POINT

上を見るとオシャレなおさげの女の子

上（繰上げ）を見るとオシャレ（0.4）なおさげ（繰下げ）の女の子（0.7）

(6) 付加年金

第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者のみが対象（第3号被保険者は加入できない）。

付加保険料	月額 400円
付加年金の年金	200円×納付済月数



POINT

払う⇒400円 貰う⇒200円×納付済月数

老齢基礎年金を繰上げ、繰下げ支給する場合は基礎年金と連動して繰上げ、繰下げられ連動して減額、増額される。

国民年金基金の加入員は付加保険料を納付できない。

(7) 厚生年金保険

1. 厚生年金保険の被保険者

厚生年金保険の適用事業者に使用される70歳未満の人（70歳以上の方は原則として厚生年金保険の被保険者とはならない。）。

2. 老齢厚生年金の受給要件

老齢厚生年金は原則、受給要件を満たした方が65歳に達すると、老齢基礎年金に上乗せされて支給される（本来の老齢厚生年金）。また、生年月日によっては60代前半に支給される（特別支給の老齢厚生年金）がある。

▼受給要件

特別支給の老齢厚生年金	本来の老齢厚生年金
老齢基礎年金の受給要件を満たしていること (保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間≥10年)	
支給開始年齢に達している	65歳以上である
厚生年金の被保険者期間が 1年以上ある	厚生年金の被保険者期間が 1カ月以上ある



POINT

特別1年、本来1カ月